

〈主な変更点〉

項目	現行の戸籍	コンピュータ化後の戸籍
名称	戸籍謄本	戸籍全部事項証明書
	戸籍抄本	戸籍個人事項証明書
書式	縦書き	横書き
	文章体	項目ごと記載
	漢数字	算用数字
様式	B 4 版・B 5 版	A 4 版
用紙	白紙	改ざん防止用紙
公印	朱色の公印	黒色の電子公印
本籍地の 枝番表示	「の」の表示あり ○○番地の△	「の」の表示なし ○○番地△
手数料	1通450円	

証明書の 名称が変わります

戸籍に記載されている全員を証明する「戸籍謄本」が「戸籍全部事項証明書」に、個人を証明する「戸籍抄本」が「戸籍個人事項証明書」に名称が変わります。

※手数料は変わりません。一通450円

氏名の文字は 「正字」になります

コンピュータ化後の戸籍の「氏」「名」の文字は、法務省の基準で示されている常用漢字や人名用漢字、漢和辞典に記載している文字(正字)で記載することになります。

「氏」「名」の文字が、これら辞典などにはない文字で戸籍に記載されている人には、7月上旬に対応する文字についてお知らせいたします。

本籍・住所地番の表記が変わります

市内に本籍がある人の、本籍地番に枝番が付されている戸籍・住民票については、番地直後の「の」の記載がなくなります。

(変更例) ○○番地の△↓○○番地△

市内に住所がある人の、住所地番に枝番が付されている住民票についても、本籍の取り扱いと同様に、番地直後の「の」の記載がなくなります。

現在の戸籍は

「平成改製原戸籍」となります

現在の戸籍は、「平成改製原戸籍」となります。

コンピュータ化後の新しい戸籍には、婚姻や死亡などにより、既に戸籍から除かれている人は記載されません。除かれた事項の記載が必要な場合は、この「平成改製原戸籍」をご請求ください。

なお、除籍・改製原戸籍については、平成23年11月下旬にコンピュータ化する予定です。

附票の様式も変わります

戸籍の附票は、戸籍に記載されている方の住所の履歴が記録されています。今回の戸籍のコンピュータ化により附票も様式が変わり、最も新しい住所だけが記載されます。以前の住所が記録されている証明書が必要な場合は、「改製原附票」をご請求ください。

住民票・印鑑登録の記載も変更されます

「氏」「名」の文字や、本籍・住所表記に変更があった場合、住民票や印鑑登録の記載内容が変更されます。

(お届けの手続きは必要ありません)

●変更した文字や住所表記に関する証明が必要な人には、無料の証明書を発行いたします。

つき抜けていない

静 博 藏 藤 善 真

つき抜けている

静 博 藏 藤 善 真

↓

↓

↓

↓

↓

↓

(現在の文字)

(対応する文字)